証券コード　２５８６
2019年12月26日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町三丁目３番地
株式会社フルッタフルッタ
代　表　取　締　役
社長執行役員ＣＥＯ　長澤　誠

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年１月９日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年１月10日（金曜日）午前10時　（受付開始9:30～）

２．場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前ビル２F
（住友不動産飯田橋駅前ビル）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようにご来場ください。）

３．目的事項
決議事項
議　　案　第１号議案　第三者割当てによる第７回新株予約権発行の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

◎**【2019年定時株主総会より、ご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。】**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.frutafruta.com/ir/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第１号議案　　第三者割当てによる第７回新株予約権発行の件

１．提案の理由

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって株式会社フルッタフルッタ第７回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25％以上希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

さらに、本新株予約権が割当予定先に割り当てられ、すべて行使された場合、割当予定先が有することとなる議決権割合は50％を超えることになるため、本議案は、会社法第244条の２第５項に基づき、総株主の議決権の10分の１以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当てまたは会社法第244条第１項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

２．本新株予約権に係る募集の概要

(1)　割当日	2020年１月14日
(2)　新株予約権の総数	57,752個（新株予約権１個につき100株）
(3)　発行価額	新株予約権１個当たり10円
(4)　当該発行による潜在株式数	5,775,200株
(5)　資金調達の額	289,337,520円
(6)　行使価額	１株当たり50円
(7)　募集又は割当て方法	第三者割当てによる
(8)　割当予定先	EVO FUND　57,752個
(9)　その他	上記各号については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認（特別決議）されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として割当予定先が本新株予約権の総数を引き受けることを内容とする本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。

３．割当予定先の概要

(1)	名称	EVO FUND（エボ ファンド）	
(2)	所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3)	設立根拠	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4)	組成目的	投資目的	
(5)	組成日	2006年12月	
(6)	出資の総額	払込資本金：１米ドル 純資産：約24.7百万米ドル	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：マイケル・ラーチ　約50% EVOLUTION JAPAN株式会社　約50% （上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。） 純資産：自己資本　100%	
(8)	代表者の役職・氏名	代表取締役　マイケル・ラーチ 代表取締役　リチャード・チゾム	
(9)	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町４番１号 代表取締役社長　ショーン・ローソン	
(10)	上場会社と当該ファンドの関係（2019年12月13日現在）	上場会社と当該ファンドとの関係	2019年12月13日、割当予定先の関連会社との間で、本借入契約を締結しております。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2019年７月31日現在におけるものです。

４．特に有利な金額で本新株予約権を発行する理由

当社は、第17期（2019年３月期）において、有価証券上場規程第604条の２第１項第３号（関連規則は同601条第１項第５号）（債務超過）に該当するため、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。また、第18期（2020年３月期）第２四半期累計期間の営業キャッシュ・フローの状況は、69,680千円のマイナス、同四半期末時点の現金及び預金残高は117,719千円となっており、第18期（2020年３月期）第２四半期末日における債務超過額は967,721千円となっております。さらに、第18期（2020年３月期）第２四半期末時点での短期借入金及び一年内返済長期借入金の残高は、1,606百万円となっております。そのため、当社においては、当社の事業運営に必

要な運転資金の確保は困難な状況であり、借入金の弁済資金の確保も困難であることから、全ての借入先金融機関から2020年3月末までを期限として利払いのみの支払猶予を受けながら、債権買取の交渉を進めている状況にあります。

このように、第17期（2019年３月期）までの状況に続き、第18期（2020年３月期）においても現時点で純損失を計上しており、キャッシュ・フローが改善されていない状況下において、当社は、当面の運転資金を確保するとともに、可及的速やかに資本増強を行い、2020年３月末までに債務超過を解消して、当社を支援いただいております株主様に上場廃止によるご迷惑をおかけすることを回避したいと考えております。

このような状況の中、当社は、複数の割当予定先候補者と相談、交渉を行ってまいりましたが、債務超過が解消される規模の金額を提供していただける候補者が見つかりませんでした。かかる状況において、EVOLUTION FINACIAL　GROUPのマイケル・ラーチ氏より、アレンジャー業務を行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EVOLUTION JAPAN証券」といいます。）を通じて、最終的に本新株予約権がすべて行使された場合には総額約300百万円の資金を提供するという、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）の提案、及び、現在当社が交渉をしております債権の削減のための施策（①債権者による債務免除、②債権者が債権を譲渡し、譲渡先が債務免除、③債権者による現物出資による種類株式の引受け（DES）、④債権者が債権を譲渡し、譲渡先よる現物出資による種類株式の引受け（DES）等）に関して、割当予定先であるEVO FUND又はその関連会社が譲渡先として債権を買取る可能性なども含めて、当社の資本増強による債務超過の解消を目指す、という一連の資本増強プランを提案いただきました。かかるマイケル・ラーチ氏によるEVOLUTION JAPAN証券を通じた提案は、銀行債権の買取とエクイティ・ファイナンスとのセットでの提案であり、債務超過解消を目指していただけること、さらに、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日(2019年12月13日)の翌取引日を初回の個別貸付（20百万円）とする貸付限度額100百万円のローン・ファシリティ契約による借入という直接金融方法もセットでの提案であること等に特色がありました。

当社は現在、運転資金の調達と財務体質の改善を早急に図る必要があり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。本資金調達により、当社は、当面の運転資金を確保するとともに、当社の資本増強の一手段とし、2020年３月末までに債務超過の解消に必要な施策を講じることを企図しております。前述のとおり、当社の債務超過を解消し得るプランをご提案頂けたのはマイケル・ラーチ氏及びEVOLUTION JAPAN証券のみであり、本資金調達を実施しなかった場合には債務超過による上場廃止となる可能性が高いものと考えられ、当社は、本資金調達が、当社の当面の運転資金を確保するため

のものであるとともに、債務超過解消を目指すために必要な手段であると判断しております。

本新株予約権の行使価額については、当社が2019年３月末において債務超過となっていること、及びかかる状況が2020年３月末まで続いた場合には、上場廃止となることが見込まれること等を踏まえ、割当予定先との複数回の協議の上、割当予定先から１株あたりの行使価額が50円を内容とする新株予約権の引受けについての提案を受け、当社にて検討した結果、１株あたりの行使価額を50円として決定いたしました。当社は、割当予定先から、行使価額50円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、当社の１株あたり純資産はマイナスであることなどに鑑み、割当予定先としては、本新株予約権を引き受けるにあたり、１株あたりの行使価額50円が引き受けるに際しての上限の金額であるとの説明を受けております。また、当社は、割当予定先との協議の上、割当予定先から本新株予約権の発行価額を１個あたり10円とする提案を受け、本新株予約権の発行価額を１個当たり10円として決定いたしました。当社は、上記行使価額等を内容とし、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断しておりますが、当社の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しく、かかる条件で本資金調達を行うことはやむを得ないと判断しました。

当社は現在、運転資金の調達と財務体質の改善を早急に図る必要があり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。前述のとおり、過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けて頂ける者は他に見つからなかったことも踏まえ、当社としては、本資金調達によって、借入金の返済及び運転資金に資金を充当することで、当社の運営に寄与するものと判断いたしました。何卒、株主の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

５．発行条件等について

本新株予約権の行使価額50円は、本新株予約権の第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の終値355円に対して、85.92％のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）となります。

なお、当該行使価額50円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2019年12月12日）までの直近１か月間の当社普通株式の終値の平均値347円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し85.59％のディスカウント、同直近３か月間の当社普通株式の終値の平均値364円に対し86.26％のディス

カウント、同直近６か月間の当社普通株式の終値の平均値400円に対し87.5%のディスカウントとなります。

当社は、割当予定先との協議の上、割当予定先から本新株予約権の発行価額を1個あたり10円とする提案を受け、当社の状況を考慮すると本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しいことも踏まえ、本新株予約権の発行価額を１個当たり10円として決定いたしました。費用を考慮し第三者評価機関による本新株予約権の価値算定は依頼いたしておりませんが、上記行使価額等を内容とし、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

６．第三者割当による本新株予約権の内容

１．	新株予約権の名称	株式会社フルッタフルッタ第７回新株予約権 （以下「本新株予約権」という。）
２．	本新株予約権の払込金額の総額	金577,520円（本新株予約権１個当たり10円）
３．	申込期日	2020年１月14日
４．	割当日及び払込期日	2020年１月14日
５．	募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。

６．新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

（1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

（2）本新株予約権の目的である株式の総数は5,775,200株（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

７．	本新株予約権の総数	57,752個
８．	各本新株予約権の払込金額	金10円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
（2）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、50円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由（但し、本項第(2)号②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}+\text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものと

し、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
① 円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2020年１月15日（当日を含む。）から2021年１月14日（当日を含む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
（1）本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
（2）本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
（3）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所　　東京証券代行株式会社
19. 払込取扱場所　　株式会社みずほ銀行　日本橋支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
22. その他
（1）会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
（2）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
（3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員CEOに一任する。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

当社は、第１号議案に記載のとおり新株予約権を発行するとともに、債務超過解消のため、当該新株予約権の割当予定先であるEVO FUND（エボ ファンド）のサポートを得ながら、当社の債権者から債権を買い取って頂いた上で、その債権を債務免除又は現物出資（DES）により当社の種類株式を引き受けていただくことを含む、実行しうる債務超過解消のための施策及び交渉を進めており、いずれの方法も実行可能な状態に予め準備することが必要と判断しております。そのため、新たな種類の株式としてＡ種種類株式を追加し、規定を新設するとともに、将来の発行決議によりＡ種種類株式が発行される可能性、及び上記新株予約権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第５条　（条文省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、779万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、779万8,516株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　　779万8,516株 Ａ種種類株式　584万8,887株
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、１株とする。
第９条～第11条　（条文省略）	第９条～第11条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	第２章の２　A種種類株式 （A種種類株式）
（新設）	第11条の２　当会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。 ２．剰余金の配当 （１）A種優先配当金 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下、「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて以下、「Ａ種種類株主等」という。）に対し、第11条の４第１項に定める支払順位に従い、Ａ種種類株式１株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種種類株式１株当たりに支払われる金銭を、以下、「Ａ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ａ種優先配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （２）Ａ種優先配当金の金額 Ａ種優先配当金の額は、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）

現行定款	変更案
	Ａ種優先配当年率＝日本円TIBOR（６か月物）＋2.5％ 「日本円TIBOR（６か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円６か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（６か月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR６か月物（360日ベース）として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（６か月物）に代えて用いるものとする。なお、Ａ種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＡ種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る

現行定款	変更案
	Ａ種優先配当金の額は、その各配当におけるＡ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。 （３）非参加条項 　当会社は、Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種優先配当金及びＡ種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 （４）累積条項 　ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種種類株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るＡ種優先配当金につき本号に従い累積したＡ種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２号に従い計算されるＡ種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第２号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主

現行定款	変更案
	総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がＡ種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るＡ種優先配当年率で、１年毎（但し、１年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、第11条の４第１項に定める支払順位に従い、Ａ種種類株主等に対して配当する。 ３．残余財産の分配 （１）残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、第11条の４第２項に定める支払順位に従い、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に、Ａ種累積未払配当金相当額及び第３号定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「Ａ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とす

現行定款	変更案
	る剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算する。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （２）非参加条項 Ａ種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 （３）日割未払優先配当金額 Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてＡ種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第２項第２号に従い計算されるＡ種優先配当金相当額とする（以下、Ａ種種類株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。 ４．議決権 Ａ種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ５．金銭を対価とする取得請求権 （１）金銭対価取得請求権 Ａ種種類株主は、2022年１月10日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月１日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前

現行定款	変更案
	通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るＡ種種類株式の数に、(i) Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに (ii) Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はＡ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 （２）償還請求受付場所 東京証券代行株式会社

現行定款	変更案
	（３）償還請求の効力発生 　償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。 ６．金銭を対価とする取得条項 　当会社は、2021年１月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、Ａ種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、(i) Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額並びに (ii) Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るＡ種種類株式の取得

現行定款	変更案
（新設）	と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、Ａ種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 ７．譲渡制限 Ａ種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。 ８．自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当会社が株主総会の決議によってＡ種種類株主との合意により当該Ａ種種類株主の有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第２項及び第３項の規定を適用しないものとする。 （株式の併合又は分割、募集株式の割当て等） 第11条の３　当会社は、Ａ種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 ２．当会社は、Ａ種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ３．当会社は、Ａ種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

現行定款	変更案
（新設）	（優先順位） 第11条の４　Ａ種優先配当金、Ａ種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種累積未払配当金相当額が第１順位、Ａ種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。 ２．Ａ種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ａ種種類株式に係る残余財産の分配を第１順位、普通株式に係る残余財産の分配を第２順位とする。 ３．当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
第12条～第17条　（条文省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
（新設）	（種類株主総会） 第17条の２　第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ２．第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

現行定款	変更案
	３．第16条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ４．第16条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ５．当会社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
第18条～第39条　（条文省略）	第18条～第39条　（現行どおり）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区飯田橋三丁目８番５号
ベルサール飯田橋駅前ビル２Ｆ
（住友不動産飯田橋駅前ビル）



■電車をご利用の場合
ＪＲ線「飯田橋駅」東口徒歩３分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」Ａ２出口徒歩２分
東京メトロ有楽町線・南北線「飯田橋駅」Ｂ５出口徒歩４分
都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」Ｃ１出口徒歩５分

◎2019年定時株主総会より、ご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。